

令 4 廃リ対策第 2 3 9 号
令和 4 年(2022 年) 7 月 1 5 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改定について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「廃棄物処理法に基づく感染症廃棄物処理マニュアル(環境省)」について、廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症の拡大への対応の経験等を生かし、更なる感染拡大やその他の感染症の感染拡大に備えるため、別添のとおり改定されましたのでお知らせします。

つきましては、本マニュアルを踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理に努めていただきますよう、貴会員への周知をお願いいたします。

【主な改定内容】

第 1 章 国際的に脅威となる感染症について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大への対応について新設

第 4 章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理

- ・感染性廃棄物の梱包、排出時の細やかな取扱いについて追記・更新

第 5 章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管

- ・特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト義務化について追記

第 6 章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生じた課題、廃棄物処理事業の継続について追記

(参考)

○環境省HP https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

産業廃棄物指導班 橋本

TEL : 083-933-2988

FAX : 083-933-2999

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp